

平成24年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年12月14日（金曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第83号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について
- 第 2 議案第84号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第85号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第86号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第87号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第88号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第9号
- 第 7 議案第89号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第 8 議案第90号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第 9 議案第91号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第10 議案第92号 平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 第11 議案第93号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

付託陳情等審議（委員長報告 質疑～討論～表決）

- 第12 陳情第 6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について
- 第13 陳情第 8号 地域経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 第14 陳情第 9号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情
- 第15 陳情第10号 消費税増税に関する意見書の提出について
- 第16 陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 第17 陳情第12号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書
- 第18 陳情第13号 「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書
- 第19 陳情第14号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書

- 第20 陳情第15号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書
- 第21 陳情第16号 年金2.5%削減中止を求める意見書の提出を求める陳情
- 第22 陳情第17号 学校図書館に「学校司書」の配置を求める陳情書

追加議案審議

- 追加第 1 発議第 5号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美郷町議会
広報の発行に関する条例の一部改正について
- 追加第 2 発議第 6号 美郷町議会委員会条例の一部改正について
- 追加第 3 発議第 7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を
求める意見書の提出について
- 追加第 4 発議第 8号 地域経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書の
提出について
- 追加第 5 発議第 9号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書の提出につ
いて
- 追加第 6 発議第10号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見
書の提出について
- 追加第 7 発議第11号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について
- 追加第 8 発議第12号 「教育費無償化」の前進をもとめる意見書の提出について
- 追加第 9 発議第13号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出について
- 追加第10 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第83号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第83号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立については原案のとおり決しました。

◎議案第84号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第84号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 引き続き84号、85号でも同じですけれども、2万円、1万円と減じた額でまたやるということのようすけれども、大体わからない、わかるようなわからないような、実はこの算定の根拠とでもいいですか、そのあたりどういう考えでこういうことになってるのか、そこらあたり説明していただけたらなと思います。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 算定の根拠といいますと、2万円の減額の根拠ということでしょうか。（「それぞれ、それぞれでもいいし、まず次のあれもありますけれども、ということであろうか。……」の声あり）平成22年度の一般職の55歳以上の職員についての人勧でございますが、0.25%の減額となっております。およそその額に合わせた額ということでそれぞれ算定してございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第85号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第85号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第86号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第4、議案第86号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第87号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第5、議案第87号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第88号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第88号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、吉野 久君。

○7番(吉野 久君) 住宅管理費で木造住宅の雪おろしの経費を補正予算で計上しておりますが、これについてお伺いいたします。

これまで木造住宅の雪おろしに関しましては、住んでいる方の自己責任で雪おろしをしていたと記憶しております。今回このような予算を計上したということは、考え方が変わったことなのだと思いますけれども、その理由をお伺いいたします。

○議長(高橋 猛君) 建設課長。

○建設課長(照井智則君) ただいまのご質問にお答えいたします。

公営住宅の雪おろしの考え方でございますけれども、昨年までは木造住宅の、木造の公営住宅11団地、これらにつきましては入居者が行なうことということで入居の際にその旨をご説明し、理解を得た上での入居になってございました。

ただ、昨年及び一昨年の豪雪の関係でそれぞれの住宅の構造、これらによりまして入居者の負担の度合いが違ふと。また、雪おろしする際の平屋、二階建て、それらにおきましても安全性の担保、それらが十分に確保できていないと。それらのことを考慮いたしまして、県の公営住宅の管理、それらと同じようにことしの冬から町のほうで雪おろしにつきましては、全て実施するというふうに管理を改めたものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。14番、戸澤 勉君。

○14番（戸澤 勉君） 凍上災害についてお伺いいたします。

全部繰越明許ということですのでけれども、この工事は大変箇所も多く非常によかったなというふうに思いますが、最低気温が5℃以上にならないと工事をしないということなんですけれども、大体発注の時期といいますか、予定と、それから工事の着工時期は、どのあたりからかなということをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

凍上災の発注につきましては、今のところ3月中の発注を予定してございます。3月に発注いたしまして繰越明許といたしまして、工期につきましては気温が確保できることと、それから農作業に支障のないこと、それとあと路線についての調査・測量、それらも踏まえまして6月末または7月の上旬を予定してございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。16番、飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） 51ページの消防費についてお伺いします。

消防施設費の委託管理の件でございますけれども、思っていたよりも金額的に低いんですけれども、どういう状態を調査するのか、ちょっとお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

政策等意見交換会でも説明いたしましたけれども、現在の状況が布設位置も含めまして非常に不明な点が多いということが第一にあります。それらを想定した調査を行いたいということと、これからその改善方法としてどういう方法があるかということ、まず調査したいということとあります。その後でまたいろいろな対策が必要だということであれば、また新たな調査費ということも生じる場合あると思いますが、まず今回の補正につきましては、そのような状況を調査したいというふうに考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） そうすれば、この調査に関しては専門分野の業者に委託するということになりますか。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

それらの水の関係、それから当然測量もありますけれども、それらの詳しい業者にお願いしたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第9号については原案のとおり決しました。

◎議案第89号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第89号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第90号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第90号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 72ページの施設管理費でございますけれども、前回の説明では冬期料金水道料の説明がなされましたけれども、その点について、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

簡易水道の冬期料金でございますけれども、これまでは冬期間のメーター検針、これらができないことから基本料金だけを徴収してございました。それらにつきまして4月の時点でメーター検針した際に冬期間の料金を一括で精算してございました。そういうことから加入者の中から、できれば均一の負担、それらがお願いできないものかというような要望がございまして、それらに応えるために、これまでの冬期間の基本料金、その体制から新たに検針はいたしませんけれども前年度の一年間の平均使用量、それらの金額を用いまして冬期間の間、その金額をいただくと。そして、それを4月の時点で精算させていただくと、そのための事務的な経費。そして、それを実行するためには加入者の皆さん一人一人に冬期料金の精算を今までどおりにしますか、それとも新しく概算で月々の負担をお願いしますかという意味確認をした上で対処することを確認して事務を実施するための経費、それらを計上したものでございます。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 今説明あった地域からの要望ということでもありますけれども、実は住民と議会との懇談会で3年ほどぐらい前でしたか、私の出向いた地域でお話をされたのを私記録員として書き入れた覚えがあります。そして私も春のたまった分の支払いというのは大変大きいなというふうな感じを持ってましたので、本当に同感な思いをしたことを、今でも思っておりますけれども、なぜこれを選択制にするのか。町民にとっては、非常に料金の平準化ということで非常に町民にとってはプラスになる施策ではないのかなと思っております。

それから、公共料金の滞納の部分からしても、春先にどっとふえる料金の多さというのは、非常にそういう面からみても平準化というのはプラスになるものと思えますし、また今誤徴収とか

でいろいろ問題となっていることもありますけれども、公共料金ですね、税とかそういうので事務的な煩雑も懸念されますけれども、これはぜひ今後の取り組みとしては全町一律の取り組みのほうがベターなのではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

料金、全加入者を対象にということでございますけれども、今回の調整につきましては、仮の料金でいただくこととなりますので、あくまでも利用者の同意がなければそれらができません。そういう意味で全てを対象にというわけにはいかないことにご理解をお願いいたします。

また、あわせてこれらの全加入者を対象にいたしましては、この後秋田県内の広域の電算システム、それらのほうへ簡易水道のほうも加入する予定でございます。それらの電算事務処理とあわせて全世帯の理解をいただきまして移行したいと考えてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第90号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第90号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第91号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第91号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、吉野 久君。

○7番（吉野 久君） 公債費についてお伺いいたします。

公債費の元金1,000円の計上なんですけれども、これはどういう理由なのでしょう。しっかりと説明をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この償還元金の計上でございますけれども、これにつきましては借り入れ先の金融機関、これ額が決定いたしまして借り入れ先の金融機関が決定いたします。その際に金融機関によりまして借り入れする金額の端数、これに切り上げするところと切り下げするところ、それらがございまして、今回の場合、端数の関係で、その分で補正をお願いしたものでございます。これは今までは同じ銀行でありましたけれども、銀行が変わったことによるために生じたことでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 吉野 久君。

○7番（吉野 久君） 当初予算の時点での借り入れの銀行とじゃ現時点では変わったということですか、借り入れ先が。計算ミスなのかと思つての質問なんですけれども。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 借り入れ先につきましては、この借り入れというのは実質的には3月、4月ころに借り入れを行ってございます。当然ながら予算を作成する時点ではどこから借り入れするというのとはわからない現状でございます。まだ予算作成のときには例年、昨年並みの形で予算措置しますけれども、実際に借り入れする利率がそれぞれ違いますので、私のほうで利率の調査を行いまして、できる限り均衡を保ったような形あるいは町に有利な形というようなことを考えまして借り入れ先を決めてございます。そういう面で借り入れ先が2月時点、1月、2月時点では変わる可能性もあるということでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第92号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第92号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第92号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第92号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第93号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、議案第93号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎付託陳情等審議（委員長報告 質疑～討議～表決）

○議長（高橋 猛君） 日程第12、陳情第6号から日程第15、陳情第10号までの4件を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、福田 守君、登壇願います。

（総務常任委員長 福田 守君 登壇）

○総務常任委員長（福田 守君） 総務常任委員会からご報告申し上げます。

第8回定例会で継続審査となっていた陳情第6号と本定例会で審査を付託されました陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号について、12月12日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

継続審査の陳情第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択については、地球規模の重要な課題である温暖化対策を進める観点から理解できるとの意見と、既に秋田県では水と緑の森づくりの税もあり、さらなる税負担はいかがかという意見、また森林整備促進を地方が担うために必要な財源を確保することは必要だとの意見がありました。

採決の結果、採択するもの3名、趣旨採択とするもの1名、継続審査するもの1名となり、当委員会としては採択すべきものと決しました。

次に、本定例会で付託されました陳情第8号 地域経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書は、地域の経済情勢が停滞しており、雇用の確保、社会保障の充実は重要なことであり、安定した財源確保も当然必要である。よって、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情は、安全が確保

されていない状態で飛行を続けるのは非常に恐怖があり、撤回を求めるのは当然との意見と、日米安全保障の観点から慎重論もあり、採決の結果、採択するもの3名、趣旨採択とするもの2名となり、当委員会としては採択すべきものと決しました。

次に、陳情10号 消費税増税に関する意見書の提出については、景気低迷時に消費税を引き上げることは、ますます景気を冷え込ませることになるので採択すべきものとの意見と、既に国会で可決・成立していることでもあり、社会保障と税の一体改革で抜本的な財源改革をしていかなければ社会保障制度が充実していかない。日本の将来のことを考えると消費税増税は必要な措置であるとの意見がありました。

採決の結果、陳情を採択するもの1名、不採択とするもの4名で、当委員会としては不採択とすべきと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論がある方は陳情番号を述べてからお願いをいたします。討論ありませんか。（「はい」の声あり）反対討論ですか。（「4番、武藤です」の声あり）4番、武藤威君の反対討論を許可いたします。

○4番（武藤 威君） 陳情第10号に対して、委員長報告採択ということに対して反対の討論をしたいと思います。

この消費税といえば私が言うまでもなく、ただいま報告した委員長も恐らく身にしみて不公平な税制だなどと考えていると私は思っております。私いつも言いますが、例えば細々と年金暮らしのおじいちゃんとおばあちゃんが今晚の晩げのサンマを買ってきて半分分けして食べて夕食をしのぐと。また、一般の人がまたサンマを買ってきて今晚の晩酌に使うと。まあサンマぐらいいいですが、これからますます寒くなると防寒着も買わなければできないし、灯油も使わなければいけないという中で、しかもこの消費税が倍になるということで、なおなお貧富の差も響くと。そういう中でだんだんに我々自治体関係、我々もそういう苦しい人には、また手当等でまたいろんな面倒見ていかなければ大変だと、暮らしが大変だというのが、ますますその差がひどくなるのではないかなと。なるのは確実に思うわけでございます。

しかも、この消費税ですけれども法人税とセットでやられると、そういう中で金のない人たち

には消費税ばんばんばんとかかってくるだろうし、そういう金持ち優遇とでもいいですか、そういう方は減税するという形で本当にこれは不公平な税制ではないかなと。やはり金のある人から税を払ってもらっていかねければ、消費税は何ぼ上げていってもこれは切りがない。それでは解決できない。社会保障といいますけれども、これは大変な時代になるわけでございます。

やはり我々議員は、4年に一度のそうした苦しい方の声も届けてくださいよという形で4年間の命を預かってきておるわけでございます。国会では、もう消費税決まったというようなことを言われましたけれども、実施するには、まだ2年あります。今がチャンスです。そうした我々何として選ばれてここに座ってるかなと。やはりそういう我々に入れた方々の苦しい声を届けなければできない。その水口、入り口でストップかけるということは、私は絶対だめだと思うわけでございます。なんとしてもやはりこれはもうちょっと、もう一度考えていただきたいものだなと思うことから、私は委員長報告に対しての反対の立場で討論いたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。（「はい」の声あり）賛成ですか。5番、森元淑雄君の討論を許可いたします。

○5番（森元淑雄君） 委員長報告には賛成です。陳情には反対です。陳情第10号について、反対の立場で討論いたします。

まず、消費税増税に関する法案は、さきの国会で成立したものであります。この陳情の趣旨は、大企業富裕層の優遇税制を温存したまま、いや無駄な大型開発計画を取りやめて財源の柱とするとたっておりす。しかしながら、このような抽象的で曖昧な表現のもとでは、毎年1兆円規模でふえ続けていく社会保障費を支えていく財源とは到底思えません。私たちは、将来において子供たちや孫たちに負担を強いていくわけにはいかないのであります。

自民党の安倍総裁は、引き上げに当たっては名目経済成長率3%程度、実質成長率2%程度の実現が見通せる経済状況になることを実質的な条件としております。

したがって、美郷町議会においては、内閣総理大臣宛てや総務大臣、財務大臣宛てに軽々に意見書を送付するものではないと思っておりますので、この陳情第10号には断固反対するものであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

それでは、1つずつ採決をしてまいります。

初めに、陳情第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第6号について、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第6号は総務常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第8号について、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第8号は総務常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第9号について、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第9号は総務常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第10号について採決いたします。

この陳情については、異議がありますので、採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げますが、初めに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて、委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第10号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立者 2名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第10号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起立者 15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数であります。よって、陳情第10号については、総務常任委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎付託陳情等審議（委員長報告 質疑～討議～表決）

○議長（高橋 猛君） 日程第16、陳情第11号から日程第22、陳情第17号までの7件を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、熊谷良夫君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 熊谷良夫君 登壇）

○教育民生常任委員長（熊谷良夫君） ご報告申し上げます。

本定例会12月11日の本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第11号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号について、12月12日に全委員出席のもと教育民生常任委員会を開催して慎重に審査をいたしました。

審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

初めに、陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について。少子高齢化が進行している中、医師、看護師、介護職員など医療福祉労働者の労働環境はますます厳しい状況にある。医療崩壊・介護崩壊にならないために従事者の夜勤改善、大幅増員を求める願意は十分理解できる。昨年も同様の趣旨の陳情を採択しているが、改善されていない、などの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第12号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書について、高齢化社会が急激に進行している中、介護職員の不足は深刻で離職者も多く、賃金は依然として低い状況にある。介護にかかわる職員の確保には賃金改善を初めとする処遇の改善が必要だ、などの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第13号 「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書について、長引く不況の中、依然として教育費が家計の中で大きな割合を占めている。家庭の所得が教育の不平等にならないよう教育を受ける機会は均等であってほしい。少子化の現状にあっては、国際社会に対応した人材を育てるためにも社会全体で高校生、大学生の教育を支えていくことが必要ではないか、などの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第14号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書について、自治体財政状況により少人数学級の導入や臨時非常勤教職員の就業が地方に任せられており、教育機会均等とはいえない。日本の教育機関への公的財政支出の対GDP比3.6%は3年連続OECD諸国の最下位となっている。国が責任をもって教育予算をふやし、全国の教育条件整備を進めることが必要である、などの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第15号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書、生活保護基準を見直すことが先ではなかったのか。地域により最低賃金生活のほうが生活保護費より低い場合があるなど不公平感がある。生活保護の受給は個別の状況によるのではないかと、などの意見が出され、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第16号 年金2.5%削減中止を求める意見書の提出を求める陳情について、既に国会で2.5%削減方針が決定されている。税と社会保障制度の一体化の仕組みの中に組み込まれているので、願意は理解するが実効性は確保できない、などの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

最後に、陳情第17号 学校図書館に「学校司書」の配置を求める陳情書について、美郷町では学友館司書やボランティアの協力態勢が充実しているので、学校からは司書配置について特段の要望はない。学校図書館に専属の司書を配置していないが、学校の先生で資格のある方が担当教諭として学校図書館を管理している。また、学友館の司書が大仙、仙北市よりも高い割合で定期的に全学校を訪問している。現在、美郷町では学友館を拠点とする4名の非常勤職員が3月末をめどに学校統合に向けた蔵書整理とデータベース化を行っている。今後学校図書館機能の充実と学校司書教諭の負担軽減を図るため、学校図書館の蔵書整理や貸し出しの簡略化と学校間の蔵書検索の実施を可能にするための学校図書館管理システム導入を検討中である。専属の司書を置かなくても十分機能を果たせるのではないかと、などの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番泉 美和子君。反対討論ですか。

○9番（泉 美和子君） はい。委員長報告に反対討論です。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君の討論を許可します。

○9番（泉 美和子君） 陳情第15号、16号、17号は委員長報告が趣旨採択でしたので、この3つを私は採択という、採択すべきという立場で討論いたします。

陳情第15号ですが、生活保護基準は憲法第25条の国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものさしです。保護基準の切り下げは各種制度に大きな影響を与え、生活保護を受けている人だけでなく国民生活全体を悪化させることとなります。最低賃金はもとより、住民税の非課税基準とも連動しているため、今まで非課税だった人に税金がかかり、例えば保育料や国民健康保険税や介護保険料の負担増となる人がふえます。また、就学援助や公営住宅の家賃、町民税など各種減免制度が利用できるかどうかの基準の多くは保護基準がもとになっているため、暮らしに役立つ制度が利用できなくなる人がふえることとなります。

このように保護基準の引き下げは、国の責任である公助を国民から遠ざけるものであると思います。この陳情は、ぜひ採択して国に意見書を上げるべきです。委員長報告は趣旨採択ということで意見書を提出しないということになりますので、委員長報告には反対をいたします。

陳情第16号ですけれども、陳情書にあるように年金2.5%削減法案は十分な審議のないまま強行されたものです。国民年金を、例えば満額もらっている人の場合ですけれども年2万円、また厚生年金を夫婦で月23万円もらっている場合は年7万円も引き下げるという国民生活に直結する重大な中身ですけれども、わずか数時間の審議で強行されたものです。既に物価スライドで年金は年々下がっており、これ以上の引き下げは高齢者の暮らしに大きく影響します。若い世代の将来の受給額を減らすだけではなくて、低年金の親を支える現在の子の世代も直撃するものです。ぜひ採択して国に意見書を上げるべきだと考えますので、委員長報告には反対をいたします。

陳情第17号については、委員長の説明がありました。専属の司書を置かなくてもというような意見もあった。また、学校の要望も直接はないということでしたけれども、陳情者の願いに応えるためにも、ぜひ議会でこういう方向に町に対して意見を言うていくことが大事なのでは、今後こういうことが大事になるのではないかと考えます。

この陳情書の中にもあるように、学校図書館にいつも専任の学校司書がいることで子供たちは新たな本との出会いを楽しんだり、みずから調べて学ぶようになります。学校司書が一人一人の子供たちの興味と関心を知ることによって読書相談、資料提供など個性に応じた対応ができます。また、先生方も必要な学習資料の提供を受けることができます。

このように、より子供の読書環境を、さらにより充実していくためにも、この陳情はぜひ採択すべきだと思いますので、委員長報告には反対をいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

それでは、1つずつ採決をいたします。

初めに、陳情第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第11号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号は教育民生常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第12号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号は教育民生常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第13号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第13号は教育民生常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第14号について、これより採決をいたします。

お諮りします。陳情第14号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第14号は教育民生常任委員長報告のと

おり採択することに決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択でありますので、改めて申し上げますが、初めに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて、委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第15号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立者 2名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第15号を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起立者 15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数であります。よって、陳情第15号については教育民生常任委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情第16号について採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択でありますので、改めて申し上げますが、初めに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて、委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第16号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立者 2名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第16号を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起立者 15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数であります。よって、陳情第16号については教育民生常任委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情第17号について採決いたします。

異議がありますので、この採決も起立によって行います。

それでは、陳情第17号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立者 2名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数です。

次に、陳情第17号を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起立者15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、陳情第17号については教育民生常任委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時54分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時55分)

○議長(高橋 猛君) ただいま配付しました追加日程のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時55分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時56分)

◎発議第5号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第1、発議第5号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美郷町議会広報の発行に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり決しました。

◎発議第6号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第2、発議第6号 美郷町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり決しました。

◎発議第7号～発議第13号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第3、発議第7号から追加日程第9、発議第13号まで7件を一括して議題といたします。

発議案及び意見書の朗読は省略いたします。

○議長(高橋 猛君) お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり決しました。

次に、発議第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり決しました。

次に、発議第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり決しました。

次に、発議第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり決しました。

次に、発議第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり決しました。

次に、発議第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおり決しました。

次に、発議第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第10、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長及び議会運営委員長並びに議会広報特別委員長より、審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
これもちまして、平成24年第10回美郷町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午前11時02分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成24年12月14日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 熊 谷 良 夫

署 名 議 員 伊 藤 福 章